

競技会規程

一般社団法人全日本かるた協会

第一章 総則	
第一条（総則） 本規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下、協会という）が公認した競技会（以下、競技会という）の運営および競技の進行について定めるものである。 【補足】 ○本規程は「個人戦」を想定した内容となっている。	
【通達】 平成 30 年 12 月	○本規程、ならびに通達等と異なる大会運営をする必要が生じた場合は、事前に競技かるた部長に相談すること（例えば、分割方法や抽選方法等が該当する）。 なお、大会後に効果や問題点を競技かるた部長に報告すること。（平成 31 年 1 月 1 日より適用）
第二章 競技運営	
第二条（出場資格） 一 競技会のうち、A級、B級、C級に出場する競技者は、協会に出場級の選手登録をしている者に限る。 【補足】 ○A級、B級、C級に出場する競技者の所属会は、選手登録した際の所属会とする。 二 D級以下については、協会への選手登録を要しない。 【補足】 ○D級以下の競技者の所属会は、競技者の任意とする。	
【通達】 平成 29 年 11 月	○D級に出場したことがある選手がE級に出場することを原則認める。ただし、所属会会長の承認を得ること。 ただし、大会案内等で、主催者がそれを制限している場合は、そちらを優先させる。（平成 29 年 10 月に遡り適用）
【通達】 平成 30 年 12 月	○全階級とも先着順およびウェーバー方式での出場選手登録は、先着順は通信環境の相違を考慮し、ウェーバー方式は少数会と多数会の公平性に鑑み、採用を認めず、抽選での出場者決定方式とする。 ・ただし、次の場合は抽選を免除する。 ① 同大会前年度優勝者は各級（次回昇級出場）とも締切りまでに出場申込があった場合（優勝杯返還や選手宣誓を考慮）。 ② 主催者が招待選手として指名した選手。 ・抽選の方法としては、公開抽選とする。公開抽選の日時、場所を定めて立会人を公募する（応募者がいない場合の措置も告知すること）。 ・抽選時にキャンセル待ち順番を設定し、キャンセルが出た場合はキャンセル待ちの順番で補充する。キャンセルした人が代りに出る人を指名する等は認めない。 ・抽選での落選者の救済（次の大会には出られる等）は当面は考えない。 ・全階級とも地域枠の設定は認めない。

・抽選後、当選した選手は事由に関わらず、参加費の納入義務が生じるものとする。ただし、欠席した場合の取り扱いについては大会主催者の判断に委ねる。
(平成31年4月1日より大会主催者の義務とする。ただし、平成31年4月以前でも実施出来る大会から順次実施していく)

第三条 (競技方式)

一 競技会は、原則としてトーナメント方式で行い、1回戦の対戦数は2回戦進出者数が2の乗数になるようにする。

【補足】 ○協会主催の競技会であっても、名人戦など独自の運営方式を定めているものはそれによる。

○競技会運営の都合で、やむを得ず1回戦を総当り方式にし、2回戦にて3回戦進出者数が2の乗数になるよう調整することも認めるが、審判長は対戦の組合せを決定する前にその旨を宣言すること。なお、総当り方式の場合、2回戦の組合せ決定後の棄権を除き、1、2回戦続けて不戦勝になる者が出ないように調整すること。

二 原則として、1つの階級を分割することはしない。

【補足】 ○A級、B級、C級は出場者数が65人以上の場合に限り分割を認めるが、A級、B級を分割する場合は、事前に協会競技かるた部長の承認を得ること。特に、A級の分割については慎重であること。

○D級は出場者数が33人以上の場合には分割を行うことを認める。

○E級以下は特に規定しない。

【通達】

平成29年6月

○B級で65人以上の場合に分割する際、必要としている「競技かるた部長の事前承認」を不要とする。

○B級、C級は64名、D級は32名を基準値とし、分割する場合のパート数(分割数)の上限は、出場者数が基準値を超え2倍までなら「2」、3倍までなら「3」・・・(以下同様)とする。

・例えば、B級出場者112名の場合、「 $112 \div 64 = 1$ 余り 48」なので、分割できるパート数の上限は「2」。上限を超える「3」パートに分割しても各パートとも6回戦になるが、そのような分割はしてはいけない。

・D級出場者300名の場合、パート数の上限は「10」だが、全パートを33名以上(6回戦)の「9」パート以下にすることは、主催者の権利として認める。

○出場者数の上限を設定する場合は、各級とも64名以上で設定すること。

(平成29年7月より適用)

第四条 (対戦の組合せ)

一 対戦の組合せは、各級ごとに審判長または審判長の指名する競技会役員が決定する。

【補足】 ○組合せを決める際は、原則としてその対戦に含まれる競技者、もしくはその所属会の代表者で、希望する者の立ち会いの下に行う。

○組合せは、競技者名の書いた競技カードを用いて行い、原則として裏返した競技カードを1枚ずつ表に向け、1組ずつ組合せを決めていく。

○同一所属会同士の組合せになった場合は、後で出た方を次の組合せに回し、同一所属会同士の対戦にならないようにする。最後の1組で同一所属会同士になった場合は、1組目の先に出た競技者、後に出た競技者、2組目の先に出た競技者・・・の順に入れ替えても問題ないところを探し、入れ替える。

○同一所属会同士の対戦を1組以上組まざるを得ないとき、組合せ前に審判長がその決定方法を宣言した場合を除き、入れ替えができなくなったところから同一所属会同士も組み合わせていくこととする。

二 組合せに際しては、同一所属会の競技者同士の対戦は可能な限り避ける。

【補足】 ○1、2回戦の組合せで不戦勝者が出る場合は、不戦勝者を先に決めるのではなく、対戦の組合せを先に決め、原則的に同一所属会の競技者が組合せ数以上選ばれないようにする。

○同一支部内の競技者同士の対戦を避ける等の措置を実施する場合、審判長は組合せ前にその旨を宣言しなければならない。ただし、この措置は2回戦までとする。

○組合せにおいて、肉親や夫婦ということでは特段の配慮はしない。

第五条（着席）

一 競技者は、組合せ決定後直ちに指定の座席に着かなければならない。

【補足】 ○競技者は対戦相手が決まった時点で、ただちに着席するように心がけねばならない。そのためにも、組合せの際には競技会場をできるだけ離れないようにすること。

二 暗記時間開始から5分以内に着席しない競技者は、棄権したものとみなされる。

第六条（持札の配置）

競技者は、審判長の合図により持札を並べ始める。

【補足】 ○審判長は、競技者全員の着席を待つ必要はない。

○持札の配置は対戦者の配置を見ながら意識的に遅く並べるようなことをしてはならない。

第七条（暗記時間）

暗記時間の開始、残り2分、終了は、審判長が宣言する。

【補足】 ○暗記時間は、ごく一般的な競技者が持札を並べ終わってから十五分間と考えてよく、一番並べるのが遅い人が並べ終えるのを待つ必要はない。審判長の裁量で、ほぼ全員が並べ終わったと考えられる時点から計測を開始してよい。

○競技開始の宣言をもって暗記時間終了とする。

第八条（競技開始）

一 暗記時間終了後、審判長の宣言により競技を開始する。

二 競技者は、競技開始の際には指定の座席に着席していなければならない。

【補足】 ○競技者が着席していない場合、審判長の判断により、競技者不在のまま競技を開始することができる。

第九条（競技中の離席）

一 競技者は、原則として競技中は指定の座席を離れてはならない。

二 競技者は、やむを得ない理由がある場合は、対戦者と審判員に通告した上で離席することができる。

【補足】 ○離席した競技者は、離席中に読まれた札や作戦等競技に関することについて、何人とも会話してはならない。

三 前項の場合、審判長の判断で競技者不在のまま競技を続行することができる。この場合、対戦者は、出札を自己の取りとすることができ、また出札が相手陣の場合、その都度1枚の送り札ができる。

第十条（競技結果報告）

競技を終わった者は、双方協力のもとに使用した札の整理をし、勝者はその結果を速やかに競技会役員に届け出る。

【補足】 ○必ず、使用した札50枚があることを確認した上で、残り枚数とともに結果を届け出る。

第三章 読み

第十一条（読手）

一 競技会主催者は、競技会における読手を事前に発表する。

二 競技会における読手は、専任読手または公認読手でなければならない。

【補足】 ○A級の競技会場の読手は、原則として専任読手もしくはA級公認読手とする。

第十二条（序歌）

競技会における序歌は、原則として協会指定の序歌を用いる。

【補足】 ○協会指定の序歌は以下の通りとする。

難波津に 咲くやこの花 冬ごもり

今を春べと 咲くやこの花

○指定序歌以外を用いる場合、審判長は事前にその旨宣言しなければならない。

第十三条（読み）

一 読手は、競技会場の状況を確認してから読み始めなければならない。

【補足】 ○読手は、競技会場内全ての競技者が札の整理や送り札を完了し、次の札を待つ準備ができたと判断できるまでは読み始めないようにしなければならない。

○主催者は、必要に応じて競技会場内に役員を配置し、全競技者の準備状況が読手に伝わるようにすること。

二 読みの成立、不成立は審判長が判断し、必要に応じてその旨宣言する。

【補足】 ○審判長からの特段の宣言がない場合は、上の句全てが読み上げられていなくても読みは成立したものとす。

三 競技会役員は、必要に応じて読みを中断させることができる。

【補足】 ○役員といえども、むやみに読みを中断させてはならない。

○読手が競技者の読みの制止に気付かずに読み始めた場合や、競技会場周辺の騒音などで読みを中断することが適当と思われるときに限り、速やかに読手に合図して読みを制止すること。

第四章 審判

第十四条（審判長）

一 競技会主催者は、競技会における審判長を事前に発表する。

【補足】 ○競技会における審判長は、原則としてA級公認審判でなければならない。

○別途規定されるまでは、従来の公認審判をA級公認審判とし、それ以外のA級登録選手をB級公認審判とする。

二 審判長は、本規程、および競技規程、競技規程細則に基づき、以下の事項に責任を持つ。

(1) 対戦の組合せ

(2) 読みの成立、不成立

(3) 取りやお手つきの判定などで、競技者間で判断がつかない事項への対応

(4) 競技者、観戦者に対する競技規程細則に定める事項、ならびにマナーの徹底

(5) その他、競技会進行に必要な事項

【補足】 ○(3) 競技者間ですぐに判断がつかない場合や、頻繁にクレームがつく場合には、審判員に判定を仰ぐように指導することができる。

三 審判長は、その業務を補佐するために競技会場内に審判員を配置することができる。

【補足】 ○審判長、審判員は、判定を下す際は毅然とした態度で行うこと。

○審判員は、原則としてA級もしくはB級公認審判でなければならないが、A級の競技会場以外では審判長の判断による。

四 審判長は、個別の試合に審判員、副審判員をつけることができる。

【補足】 ○審判長は、競技会場全体の状況把握が求められるため、原則として個別の試合の審判にはつかないようにする。

○個別の試合につける審判員は、原則としてその試合のいずれの競技者とも同一所属会でない者とするが、競技者双方の了解があればその限りではない。

○個別の試合につける審判員は、A級もしくはB級公認審判でなければならないが、A級の試合以外では審判長の判断による。

○また、原則として副審判員はつけないが、審判長が必要と判断する場合に限り、審判員、副審判員を区別してつけることができる。なお、副審判員は参考意見を審判員に伝えるのみで、判定は審判員が下す。

五 審判長は、必要に応じて審判長代行を定め、その職務を代行させることができる。

【補足】 ○審判長は、競技者からのアペールに速やかに対応できるように、競技中は競技会場に常駐する必要がある。そこで、競技会場を離れる場合や、競技会場が二ヶ所以上に分かれる場合は、各会場に審判長代行を配置することが必要になる。

○なお、A級の競技会場における審判長代行はA級公認審判であることが望ましいが、やむを得ない場合はB級公認審判でもよい。A級の競技会場以外では審判長の判断による。

【通達】 ○「A級公認審判」を「公認審判員」、「B級公認審判」を「準公認審判員」に変更する。

平成 29 年 6 月 ○当分の間、「A級登録選手」を「準公認審判員」とみなすが、準公認審判員を希望する者は、早めに審判講習会を受講すること。

(平成 29 年 7 月より適用)

第十五条（審判員による判定）

一 審判員は、原則として競技者に求められた場合にのみ判定を下す。

【補足】 ○審判長も審判員の一人として個別の試合の判定もできる。

○競技者に判定を求められた場合は、審判員は判定のために必要最小限の確認を行った後、速やかに判定を下さなければならない。

二 競技者から求められない場合であっても、競技者双方の承諾、もしくは審判長の指示を受けた上で、審判員が判定することができる。

【補足】 ○競技中の判定、クレーム、トラブルについてはまず当事者間で解決に努め、解決できない場合のみ審判員の判定を仰ぐのが原則であるが、それが長時間に亘る場合やあまりにもクレームのつき方がひどい場合には、競技進行の上からも、審判員が注意していくべきである。

三 審判員以外の判定は認められない。

【補足】 ○例えば、観戦者による判定は認められない。

第十六条（個別の試合の審判員）

一 個別の試合についての審判員は、いずれかの競技者から判定を求められた場合は、速やかに判定を下さなければならない。

【補足】 ○審判員は副審判員がついていた場合に限り、その意見を聞いて判定を下すことができるが、その試合の判定に関しては競技者に対する確認を行うことなく判定すること。

二 個別の試合についての審判員は、競技者に何らかの判定を類推させる行為をしてはならない。

【補足】 ○読みを待たせるときは審判員がついていないときと同様、競技者が挙手などで行わなければならない。

審判員が読みを待たせることは、競技者に取りやお手つきの判定を類推させることにもなるので行わないこと。

○審判員が読みに合わせて身体を動かすことは、競技者の邪魔になる恐れもあるため、極力目の動きだけで状況を把握するようにする。

三 競技会におけるA級の決勝戦には、原則として試合開始から審判員をつける。

第十七条（違反行為への対応）

一 審判長、審判員は、競技規程細則に違反する競技者に対しては、対戦者のアピールの有無にかかわらず、適切な指導を行うことができる。

【補足】 ○例えば、構えの際に有効手や頭が競技線にかかっているからといって、すぐに指導しなければならないものではないが、1センチ以上はみ出るような明らかなる違反については、積極的に指導すること。

二 審判長、審判員は、競技規程細則に定める禁止行為、ならびに妨害行為を行った競技者や観戦者に対しては、段階的に注意、警告、退場の措置をとることができる。

【補足】 ○注意とは、違反事項を指摘し、その改善を促すこと。警告とは、再度違反があった際には退場処分にするを前提に宣告されるもの。退場とは、競技を途中で止めさせ反則負けとし競技場からの退場を命じること。

なお、行った行為が特に悪質と判断する場合は、段階を経ずとも警告、退場の措置をとることができる。

第十八条（附則）

- 一 本規程に定めのない事項については、審判長の判断による。
- 二 本規程の更新については、協会は必要に応じてこれを行うことができる。

平成20年9月施行

※一般社団法人への移行に伴う名称変更を行っています。

※漢数字を必要に応じてアラビア数字に変更しています。

※補足の位置を一部移動させています。

※平成30年12月までの通達事項を追記しています。

※最終更新日：平成31年3月31日